

重度心身障害者医療費受給者の方へ

## 医療費（一部負担金）が高額になったときは

1か月（1日から月末まで）にかかった医療費（一部負担金）が 21,000円以上（※）になったときに、ご加入の健康保険組合から高額療養費・附加給付金が支給される場合があります。

※ 70歳以上の方は、一部負担金 8,000円以上となります。

重度心身障害者医療費助成制度では、一部負担金から健康保険組合より支給される高額療養費、附加給付金等を除いた額を助成します。そのため、償還払いにより医療費の請求をする場合には、下記の手続きが必要となります。

### ◆下記の健康保険組合等に加入の方は、必要なお手続きがあります。

ご加入の健康保険組合	必要な手続きと書類
全国健康保険協会	<p>①ご加入の健康保険の支部に高額療養費の支給申請をしてください。申請に必要な書類は健康保険組合のホームページや電話等でお問い合わせください。</p> <p>②各支部から通知された「支給（不支給）決定通知書」が必要です。支給がない場合でも「不支給決定通知書」が必要です。</p> <p>③医療費の請求書・領収書・支給（不支給）決定通知書をそろえて福祉課で医療費の請求をしてください。</p>
関東ITソフトウェア健康保険組合	<p>①健康保険組合から送付される「支給決定通知書」等、健康保険組合から高額療養費等の給付の有無と金額がわかる通知書が必要です。</p>
セキスイ健康保険組合	
日本私立学校共済事業団	<p>②医療費の申請書・領収書・健康保険組合からの通知をそろえて福祉課で医療費の請求をしてください。</p>

### ◆上記以外の健康保険にご加入の方

福祉課から健康保険組合へ、高額療養費等の給付の有無と金額を照会するため、健康保険に加入している方（被保険者）からの同意書が必要となります。

同意書は、福祉課窓口にございます。

※ 高額療養費等の照会には時間がかかりますので、医療費をお支払いするまでに3ヶ月～半年程度かかる場合があります。あらかじめご了承ください。

### ◆限度額適用認定証について

入院等で高額な医療費の支払いが見込まれる場合には、ご加入の健康保険で「限度額適用認定証」の交付申請をしていただきますようお願いいたします。

「限度額適用認定証」を保険証とあわせて医療機関の窓口に提示すると、1か月の窓口での医療費のお支払いが、所得に応じた限度額までとなります。

※ 同じ月に複数の人や複数の入院・外来の受診がある場合は、別途高額療養費の申請が必要となる場合があります。